

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和 7 年 3 月 1 3 日（令和 7 年（行情）諮問第 3 6 4 号）

答申日：令和 7 年 9 月 2 6 日（令和 7 年度（行情）答申第 3 9 1 号）

事件名：特定の開示決定等で特定された文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙の 1 に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の 2 に掲げる 1 1 文書（以下、順に「文書 1」ないし「文書 1 1」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成 3 0 年 4 月 2 0 日付け防官文第 6 4 2 8 号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書 1

文書の特定が不十分である。

当該文書に関連して行政文書ファイル等に綴られた文書の特定がなされていないので、改めて特定を求める。

（2）審査請求書 2

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙 1（略）】である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成 1 8 年 3 月 総務省行政管理局情報公開推進室）【別紙 2（略）】は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることか

ら、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から２２枚目）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（エ）そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録が存在すれば、それについても特定・明示を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成３０年４月２０日付け防官文第６４２８号により、法５条３号に該当する部分を不開示とする一

部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書のうち、文書1、文書3、文書6及び文書9の保全第1班の隊員の氏名並びに文書9の保全第3班の隊員の氏名については、航空自衛隊の情報保全業務に従事する隊員の氏名であり、これを公にすることにより航空自衛隊の情報保全業務に従事する隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に不当な働きかけが行われるなど、航空自衛隊における情報保全業務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (2) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。
- (3) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」及び「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (4) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (5) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては本件対象文書

の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年3月13日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月24日 | 審議 |
| ④ 同年9月18日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求については、開示請求書に「請求受付番号：2016. 9. 9－本本B962対象文書、及び当該文書に関連して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」と記載されていることから、上記「2016. 9. 9－本本B962」に係る開示請求で特定された文書「特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する業務実施要領について（通達）（空幕情第246号。27. 3. 27）」及び当該文書に関する文書の全てを求めるものであると解し、これに該当する文書として本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書は、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施について、業務実施要領等の必要な事項を定め、航空幕僚長が航空自衛隊の全部隊長及び全機関の長に発出した通達及びこれに関する決裁文書等である。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分は、文書1、文書3、文書6及び文書9のそれぞれの不開示部分であり、当該不開示部分は、自衛隊の情報保全業務に携わる隊員の氏名であると認められる。

当該各部分を不開示とした理由について、諮問庁の説明によれば、当該各部分は、その職階上、部外に公表されていない隊員の氏名であるからのことであつた。

そうすると、当該各部分を公にすると、当該隊員が特定され、情報を得ようとする者から不当な働き掛けを直接受けるおそれがあるなど、じ後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

請求受付番号：2016. 9. 9－本本B962対象文書、及び当該文書に関連して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。＊＊前回請求では情報公開・個人情報保護審査会の調査審議を経ずに棄却されましたので再請求する次第です。

2 本件対象文書

文書1 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する業務実施要領について（空幕情第246号。27. 3. 27）原議書

文書2 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する業務実施要領について（通達）（空幕情第246号。27. 3. 27）

文書3 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する業務実施要領について（通達）の一部変更について（空幕情第1190号。27. 10. 27）原議書

文書4 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する業務実施要領について（通達）の一部変更について（通達）（空幕情第1190号。27. 10. 27）

文書5 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する業務実施要領について（通達）の一部変更について（通達）（空幕情第1190号。27. 10. 27）新旧対比表

文書6 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する業務実施要領について（通達）の一部変更について（空幕情第871号。28. 7. 22）原議書

文書7 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する業務実施要領について（通達）の一部変更について（通達）（空幕情第871号。28. 7. 22）

文書8 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する業務実施要領について（通達）の一部変更について（通達）（空幕情第871号。28. 7. 22）新旧対比表

文書9 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する業務実施要領について（通達）の一部変更について（空幕情第724号。29. 7. 3）原議書

文書10 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する業務実施要領について（通達）の一部変更について（通達）（空幕情第724号。29. 7. 3）

文書11 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する業務実施要

領について（通達）の一部変更について（通達）（空幕情第7
24号。29. 7. 3）新旧対比表